

今から新築される方

中古住宅を購入される方

同居・近居を検討されている方

募集開始!!

# 住宅の購入・リフォーム工事の補助事業のお知らせ

町では、町内への定住を促進するとともに、町民の生活環境の向上を目的に、新築・中古住宅の購入やリフォーム工事に必要な経費の一部を補助します。



## 若い世代の定住に向けた住宅取得支援事業(町事業)

町分譲地に新築する場合

### 【対象条件】

- ・申請者(所有者)が満50歳未満であること。
- ・同居または同居しようとする親族がある者(単身者は除く)であること。

### 【補助限度額】

- ・200~500万円(対象経費の1/5)

※補助限度額は、各分譲地により定められています。

中古住宅を購入した場合

### 【対象条件】

- ・申請者(所有者)が満50歳未満であること。
- ・対象物件が申請者(所有者)の3親等内の親族以外の者からの取得によるものであること。
- ・同居または同居しようとする親族がある者(単身者は除く)であること。

### 【補助限度額】

- ・中古購入 200万円(対象経費の1/5)
- ・中古購入後のリフォーム 100万円(対象経費の1/5)

※住宅購入後、6箇月以内に申請してください。

## 多世帯近居住宅支援事業(県事業)

### 【補助対象】

- ・新築または中古住宅の購入

### 【対象条件】

- ・直系親族の世帯が同一小学校区内または直線距離で3km以内であること。
- ・新たに直系親族と近居する者(直系卑属の単身者は除く)であること。
- ・一戸建て住宅で、敷地面積は200㎡以上あること。

### 【補助限度額】

- ・新築購入 50万円(対象経費の10/10)
- ・中古購入 50万円(対象経費の10/10)

### 【募集件数】 3件

## 多世帯同居リフォーム支援事業(県事業)

### 【補助対象】

- ・リフォーム工事(増築・改築・改装・修繕等)

### 【対象条件】

- ・自ら居住するために所有する一戸建て住宅を改修し、新たに多世帯同居する者または、多世帯同居の世帯数が1以上増加する者。
- ・複数の世帯によって同居(直系尊属または直系卑属)し、新たに対象住宅に居住する者が住民票異動に伴う転居を行うこと。(ただし、直系卑属の単身者は除く)

### 【補助限度額】

- ・リフォーム 80万円(対象経費の1/2)

### 【募集件数】 3件

※予算の範囲内または、募集件数に達し次第打ち切らせていただくことがあります。

※詳しい内容は、お問い合わせください。

■申込み・問合せ

建設整備課 ☎47-80003